

新型コロナウイルス感染症に対する施設対応

別紙1 2020.5.15

利用児・利用児の同居者の方が、感染の疑いまたは感染・発症の場合

日々の健康管理	発症有無等	在園児・利用児の同居者の職場や学校等で発症者が出た場合			在園児・利用児の同居者が発症した場合	在園児・利用児が発症した場合	
		②同居者が発症者と濃厚接触者でなく、かつ同一空間にいない	③同居者が発症者と濃厚接触者でないが同一空間にいる	④同居者が発症者と濃厚接触者の場合			
全利用児・全同居者へのお願い	コロナウイルス感染の可能性	コロナウイルス感染者かどうか分からないが、体調不良の原因が、コロナウイルス感染症ではないと言い切れない	コロナウイルスが園児・利用児、同居者に潜伏している可能性は低い・ほぼない	コロナウイルスが園児・利用児、同居者に潜伏している可能性がある(空間を壁で区切られていない)	コロナウイルスが園児・利用児、同居者に潜伏している可能性が大いにある	コロナウイルスが園児・利用児、他の同居者に潜伏している可能性が非常に高い	
<p>【ご依頼内容】</p> <p>□大人もお子さんも、毎朝検温をお願いします。息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状がある場合は家庭保育にてお願いします。(発熱・呼吸器症状が改善されるまで)解熱後24時間が経過しないと登園・登所できません。</p> <p>□登園・登所時、降園・降所時、入室前のアルコール消毒もしくは手洗いうがいをお願いします。</p>	当該者の対応	①かかりつけ医に相談・受診 ②保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に相談 ※別途、自治体より通達等ある場合はそちらにもとづいての対応もお願い致します。	保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に相談の上、検温を毎日行い健康観察をする ※別途、自治体より通達等ある場合はそちらにもとづいての対応もお願い致します。	保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に相談の上、検温を毎日行い健康観察をする ※別途、自治体より通達等ある場合はそちらにもとづいての対応もお願い致します。	保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に相談の上、医学観察(病院または自宅等で隔離) ※別途、自治体より通達等ある場合はそちらにもとづいての対応もお願い致します。	保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に相談の上、同居者は指定医療機関に入院 ※別途、自治体より通達等ある場合はそちらにもとづいての対応もお願い致します。	
	休園・休所の有無	開園・開所	開園・開所	開園・開所	開園・開所	開園・開所	
	こどもの登園・登所の可否	当該家庭は家庭保育を要請 他の園児・利用児は可	通常	当該家庭は家庭保育を要請 他の園児・利用児は可	当該家庭は家庭保育を要請 他の園児・利用児は可	当該家庭は家庭保育を要請 他の園児・利用児は可	全員登園・登所不可 ※職員の勤務も不可
	登園・通所不可期間と申請書について	保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」の相談結果に準ずる(申告書(表面記入)を提出)	口頭にて施設長に発症者との接触状況を説明し、体調等を申告書(裏面記入)で報告し、通常登園・通所 ※施設長は記録に残す	7日間(同日含む)。登園する時に申告書(裏面記入)を提出。	14日間(同日含む)。登園する時に申告書(裏面記入)を提出。14日経過前に検査で陰性の結果が出た場合の対応は個々異なりますので、保健所の確認が必要になります。	14日間(同日含む)。登園する時に申告書(裏面記入)を提出。14日経過前に在園児、利用児が検査により陰性の結果がでた場合の対応は個々異なりますので、保健所に確認が必要になります。	14日間(同日含む)。保健所の確認等が必要になります。登園する時に申告書(裏面記入)、登園届を提出。
	登園・通所不可期間と申請書について	保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」の相談結果に準ずる(申告書(表面記入)を提出)	口頭にて施設長に発症者との接触状況を説明し、体調等を申告書(裏面記入)で報告し、通常登園・通所 ※施設長は記録に残す	7日間(同日含む)。登園する時に申告書(裏面記入)を提出。	14日間(同日含む)。登園する時に申告書(裏面記入)を提出。14日経過前に検査で陰性の結果が出た場合の対応は個々異なりますので、保健所の確認が必要になります。	14日間(同日含む)。登園する時に申告書(裏面記入)を提出。14日経過前に在園児、利用児が検査により陰性の結果がでた場合の対応は個々異なりますので、保健所に確認が必要になります。	14日間(同日含む)。保健所の確認等が必要になります。登園する時に申告書(裏面記入)、登園届を提出。